

## 別表 1

### 市民活動を目的とした利用

#### 1 会議室等使用料

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
会議室 A	600 円	800 円	800 円	2,200 円
会議室 B	600 円	800 円	800 円	2,200 円
会議室 C	300 円	400 円	400 円	1,100 円
会議室 D	300 円	400 円	400 円	1,100 円
活動室 1	300 円	400 円	400 円	1,100 円
活動室 2	300 円	400 円	400 円	1,100 円

備考 午前と午後又は午後と夜間にわたって利用する場合は、それぞれの中間時間は料金を徴収しません。

#### 2 ロッカー及びメールボックス使用料

使用区分	単位	使用料
ロッカー（大）	1 個につき 1 月当たり	600 円
ロッカー（中）	1 個につき 1 月当たり	400 円
ロッカー（小）	1 個につき 1 月当たり	200 円
メールボックス	1 個につき 1 月当たり	100 円

備考

- 1 1 月とは、月の初日からその月の末日までの期間をいう。
- 2 利用の期間が 1 月未満であるとき、又は利用の期間に 1 月未満の端数が生じたときは、1 月とする。